

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ行動規範の考え方

1. 行動規範の策定にあたって

パルシステム神奈川ゆめコープは、2005年4月1日に設立から5周年を迎えました。前身である「けんぼく生協」「生協ゆい」の歴史も含めると、30数年の生協活動となります。これまで多くの方々が支えてきてくださったことに感謝したいと思います。組合員も14万人を超える大きな組織となり、社会的責任ある立場として、組合員に信頼される事業・活動を進めるとともに、組合員のくらしを通じた地域への貢献を、多くの方々と共に実現していきたいと考えています。

しかしこのような活動を進めるなか、2004年8月、起こしてはならない供給途上での人身死亡事故を私たちは起こしてしまいました。地域にとってなくてはならない組織を目指す生協が、尊い生命を傷つけ、地域からの信頼を揺るがせたのです。その後、組織をあげ安全運転の取り組みを進めてきました。今一度「くらし」や「いのち」を大切にす基本的な倫理観を組織として確実にするために、そしてその基礎となる役・職員の行動の基準となるものとしてこの行動規範の策定を行ないました。

組織風土形成の基盤となるものが「行動規範」だと私たちは考えています。私たちは、行動規範を「法令・法規・内部規則を遵守する」に留まらず、「社会規範や倫理を重視する」「理念・ビジョン等に合った行動をすること」と捉えており、この行動の指針をひとりひとりが理解し実行することが、「組合員の願いをかなえる」ためのコンプライアンス活動に繋がると考えています。さらに、日常の事業活動においては風通しの良い組織づくりを進め、ひとりひとりが積極的にそして主体的に活動することにより、活力ある組織をつくって参ります。

協同組合は、「自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎としています。そして、創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条」としています。あらためて協同組合の価値を確認するとともに、この価値を基礎に、神奈川ゆめコープの理念「生命を愛しみ、自立と協同の力で、心豊かな地域社会を創り出します」の実現に向け、取り組んでいきます。この価値や理念が、役・職員の誇りと仕事のやり甲斐となり、組合員の願いである「心豊かなくらし」の実現に向け、多くのパートナーと共に、一步一步近づいていくことが、地域社会の公正な発展に寄与すると確信しています。

2005年8月

専務理事 大信政一

2. 行動規範制定の考え方

(1) 目的

パルシステム神奈川ゆめコープは、組合員や社会と、商品やサービス・活動を介して信頼感で結ばれていますが、ひとたびそのことが崩れた時、今私たちが想像するよりはるかに厳しい社会的責任が問われる存在となっています。そのことは、近年企業の不祥事が相次ぎ、昨日まで不動のものと思われていた、大企業の存続が危ぶまれる事態となっていることから明らかです。

事業活動は様々な関連する法規で規制されています。役・職員はこのことを意識して仕事をするのが大切です。

パルシステム神奈川ゆめコープは、時代を取りまくこのような状況を組織的な最優先課題と受け止め、役・職員ひとり一人の模範的な行動の基準となる「神奈川ゆめコープ行動規範」を策定しました。

(2) 行動規範とは

行動規範とは、パルシステム神奈川ゆめコープの理念や生協の倫理的価値を踏まえつつ、法令や内部規則を基礎に置いた、役・職員が守るべき行動の基準を示したものです。行動規範は下記の、3階層を対象にしています。今回行動規範策定にあたり、特に「法令・法規・内部規則を遵守する」ことに重点をおいて記述しています。

国の法令や条例及び、パルシステム神奈川ゆめコープの内部規則を遵守することを、基礎においた行動がとられている

社会規範や生協の倫理的価値を重視する行動がとられている 注

理念・ビジョン等に合った行動がとられている

(3)コンプライアンス活動とは

コンプライアンスとは、一般的に「法令遵守」と訳されますが、パルシステム神奈川ゆめコープでは、その範囲だけではなく、「組合員の願いに応えること」と考えています。

コンプライアンス活動とは、法令遵守を基礎に、内部規則を守り、社会規範や倫理的価値に沿った活動、理念の実現に向けた活動を、組織的に継続的に行うことによって、組合員の願いに応えていく活動と考えています。

コンプライアンス体制とは、行動規範に照らした法令遵守状況のチェックや内部規則・マニュアル等のチェック、そして改善が図られていく、というマネジメントシステムの確立がされることと理解しています。チェックや、見直し、内部規則も併せて改善が図られていくなかで、組合員の求める安全・安心のシステムが確立されていきます。コンプライアンス体制とは、絶えず見直しが図られている仕組みをつくることだと考えます。

注 「生活協同組合の倫理」

1995年のICA(国際協同組合同盟)世界大会で、協同組合のアイデンティティに関するICA声明が出された。「協同組合は、自助、自己責任、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他人への配慮という倫理的価値を信条とする。」

ICA(国際協同組合同盟)は日生協が加盟しており、日生協に加盟する組合は平成16年3月末現在 572 生協、組合員数は推計約 2100 万人にのぼる。

(4) 諸規定との連動

この行動規範を逸脱した役・職員は、役員規定、就業規則に基づき対処されます。

(5) 見直し・改善

この行動規範は、時代の変化や組織の成長とともに判断基準も変わっていきますから、役・職員が日常事業活動を行うなかで、それぞれの現場から「こんな規範が必要だね、この規範はもう必要ない」という意見がどんどん出され、それと一緒に職場が改善されていくことが望ましい姿であると考えます。